

事 務 連 絡
平成23年10月21日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 医務主管課
衛生主管課 御中
各都道府県災害救助担当主管課

厚生労働省 医政局
健康局
医薬食品局
社会・援護局
社会・援護局障害保健福祉部

「東日本大震災」における医師等の保健医療従事者の
派遣に係る費用の取扱いについて

医師等の保健医療従事者の派遣については、平成23年3月16日付事務連絡等により依頼しているところですが、今般、改めて派遣医師等に係る費用の取扱いを以下のとおり整理したので、管内市町村、関係団体及び医療機関等に周知されますようお願いいたします。

1 救護班としての活動

被災県知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用の取扱いは下記のとおりとします。なお、あらかじめ被災県知事の要請がなく活動した場合でも、事後的に被災県知事が認めた場合は、同様の取扱いとすることが可能です。

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

救護班としての活動に要する人件費は、災害救助費の賃金職員等雇上費（実費）として、災害救助法の規定に基づき支弁されます（独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、公立病院、地方自治体及び日本赤十字社の現職の有給職員については超過勤務手当のみ対象。）。

イ 旅費等

救護班の派遣に要する旅費（被災県内等で移動に要した費用を含む）及び宿泊費、（実費）は、災害救助費から支弁されます。

ウ 薬剤費等

救護班が使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕に要した費用（実費）は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法による災害救助費は、救護班の派遣後に、派遣元都道府県を通じ、被災県に対して請求を行うことが基本形となります。

この場合、派遣元都道府県に対しては、医師等の派遣を行った医療機関等（以下「派遣元機関」という。）が直接、あるいは都道府県単位の団体等を通じて請求を行うなど、適宜の方法で行ってください。

また、派遣の実態に応じて、例えば都道府県単位または全国単位の団体等が取りまとめ等を行ったうえで、被災県に対して請求を行うことも可能です。この場合には、団体において取りまとめる旨等を派遣元都道府県に御連絡いただくようお願いするとともに、派遣元都道府県におかれても必要に応じて当該団体への相談助言などの御協力をお願いします。

なお、平成23年4月29日厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室事務連絡（別添参照）により、被災県のうち岩手県、宮城県、福島県の費用の請求に係る関係書類については厚生労働省社会・援護局で取りまとめることとなるので留意願います。

(3) 災害救助法による対象期間について

災害救助法による対象期間については、原則として、避難所が解消されるに至った時期までとします。

(4) その他

薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理士等が、被災県知事の要請を受けて、医師、歯科医師に同行せず、心のケア、健康管理、服薬指導等の活動を行う場合（事後的に被災県知事が災害救助活動と認めた場合を含む。）にも、(1)から(3)までと同様の取扱いとします。

2 医療機関等への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

医師等の派遣先の医療機関等（以下「派遣先機関」という。）において、保険診療として診療を行った場合には、当該診療に要する費用は診療報酬として当該派遣先機関に対して支払われます。

イ 旅費等

被災県知事の要請を受けて医師等が派遣先機関に派遣される場合には、医師等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

なお、あらかじめ被災県知事の要請がなく活動した場合でも、事後的に被災県知事が認めた場合は、同様の取扱いとすることが可能です。

(2) 支給・精算の方法について

保険診療として診療を行った場合の派遣職員の人件費の金額、精算方法等については、派遣先機関と派遣元機関との協議により、決定することとなります。

災害救助法に基づき旅費及び宿泊費（実費）が支弁される場合には、その支給・精算の方法については、1(2)の取扱いによります。

(3) 災害救助法による対象期間について

災害救助法による対象期間については、原則として、避難所が解消されるに至った時期までとします。

3 留意点

派遣された医師等が、医療機関において、通常の保険診療ではなく実質的に応急救護を実施していると認められる場合など、上記1又は2のどちらに該当するのか不明確な場合にも、災害救助法に基づき費用が支弁される可能性がありますので、派遣元都道府県等と派遣元医療機関間で適宜御相談ください。